

# 今治市建築工事検査基準

平成17年1月16日

基準

## (目的)

第1条 この基準は、今治市工事検査要綱（平成17年今治市要綱第17号。以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、今治市が発注する建築工事（建築設備工事を含む。以下「工事」という。）の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適正な実施を図ることを目的とする。

## (適用)

第2条 この基準は、要綱第4条に規定する検査に適用する。

## (検査の方法)

第3条 検査は、要綱第8条及び第9条の規定によるほか、次によるものとする。

- (1) 検査の実施に当たっては要綱によるほか、施工の正確度、出来ばえ、機能及び安全性を確認し、使用材料の品質、形状並びに標準規格数量等に留意するものとする。
- (2) 別途契約工事又は既存施設等に関連する部分は、特に注意して検査するものとする。
- (3) 検査により改善措置を必要と判断した事項については、速やかに要綱第11条の規定により処理するものとする。
- (4) 土木工事の検査は、今治市土木工事検査基準を準用する。
- (5) 施工の管理状況及び施工内容の検査については、契約書、設計図書、仕様書等により行うほか、別表第1（建築工事）、別表第2（電気設備工事）及び別表第3（機械設備工事）に基づき、適否及び出来ばえについて検査するものとする。

## (検査基準)

第4条 検査基準は、次のとおりとする。

- (1) 検査の測定箇所及び出来形寸法等の許容範囲については、建築工事検査基準（別表第4）によるものとする。
- (2) この基準に定めのない事項については、工種ごとに適切に対応するものとする。

## (書類等の省略)

第5条 工事の完成出来形の形状及び内容が設計図書と比較適合して相違ない場合は、要綱第7条第2項に規定する工事完成出来形調書の作成を省略することができる。この場合においては、工事完成出来形調書に「完成出来形は設計図書と相違ないので、作成を省略する。」と明記しなければならない。

2 出来形検査の場合は、既成部分の出来形が出来形調書及び出来形展開図と比較照合して相違

ない場合は、要綱第7条第2項に規定する出来形調書の作成を省略することができる。この場合において、出来形調書に「既成部分の出来形は出来形調書及び出来形展開図と相違ないので、作成を省略する。」と明記しなければならない。

（委任）

第6条 この基準に定めるもののほか、工事の検査の実施に関し必要な事項は、検査担当課が定めるものとする。

附 則

この基準は、平成17年1月16日から施行する。

別表第1（第3条関係）（建築工事）

建築工事に関する検査は、次の事項について行うものとする。

1 共通事項

- (1) 各部の形状、寸法及び数量を確認する。
- (2) 各部の施工方法及び仕上材を確認する。
- (3) 各部の施工精度及び納まりについて検査する。
- (4) 明視できない部分は、報告書、試験成績書、記録写真及び監督員の資料等により確認する。
- (5) 建物の周囲及び内部の後片付け及び清掃について検査する。

2 工事別事項

工事区分	検査項目	備考
(1) 地業工事	・杭長、杭径、本数及び支持力	
(2) 鉄筋工事	・鉄筋の強度 ・配筋状態	
(3) コンクリート工事	・コンクリートの調合及び強度 ・型枠材料及び精度 ・コンクリート打放し面	
(4) 鉄骨工事	・鉄骨の材質及び強度 ・接合部の精度	
(5) 組積工事	・目地の充填	
(6) 防水工事	・漏水の有無 ・シール部の接着	
(7) 木工事	・材質及びキズ	
(8) 屋根工事	・漏水の有無	
(9) 金属工事	・手摺等の固定度	
(10) 左官工事 (11) 建具工事	・仕上り面の不陸、こてむら、き裂、浮き等 ・開閉、建付及び戸締り ・金属製建具枠周囲の防水処理 ・木製建具の反り	
(12) ガラス工事	・固定状態	
(13) 塗装工事	・塗り回数 ・刷毛むら、色むら、たまり等	
(14) 内装工事	・床材の不陸、浮き、目違い等 ・壁、天井板の反り、目違い等 ・紙、布張りのシワ、ふくれ等	
(15) 排水工事	・排水管の通水	
(16) 植栽工事	・適宜決定する	
(17) 雑工事	・適宜決定する	

備考 この基準に記載されていないもの及びこの基準により難しいものは、検査員の判定により適宜決定する。

別表第2（第3条関係）（電気設備工事）

電気設備に関する検査は、次の事項について行うものとする。

1 共通事項

- (1) 機器全般について所要の性能試験を実施し、関連調整を要する工事については、これら機器を総合した機能試験を行い、設計図書どおりの効果を確認する。
- (2) 各部の構造、形状寸法、数量、配置等の確認及び管理上の保安について適否確認する。
- (3) 関係官庁、材料メーカー等が行った検査、試験及び明視できない部分等は、報告書、試験成績書、記録写真等により確認する。
- (4) 地下埋設工事に関連する整地、残土処理、路面復旧等が完全に行われているか確認する。
- (5) 関係法令、条例、規則に基づく手続の確認をする。

2 工事別事項

工事区分	検査項目	備考
(1) 屋内配線工事 配線工事 配管工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配線の支持方法</li> <li>・配線の色別</li> <li>・末端処理</li> <li>・電線の接続</li> <li>・開閉器及び配線器具等への接続</li> <li>・管路の布設状況</li> <li>・電線管の接続状態</li> <li>・支持間隔及び取付状態</li> <li>・配管の屈曲</li> <li>・配管に必要なボンド線取付</li> <li>・管端の保護</li> <li>・ボックス等の位置及び取付状態</li> <li>・塗装状態</li> </ul>	
(2) 外線工事 架空 地中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建柱及び装柱状態</li> <li>・電線相互及び他の工作物との隔離状態</li> <li>・支持間隔及び取付状態</li> <li>・ハンドホールの仕上、防水状態</li> <li>・管路等の接続状態</li> </ul>	
(3) ケーブル工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支持間隔及び取付状態</li> <li>・末端処理</li> <li>・ケーブルの接続状態</li> </ul>	
(4) フロアーダクト工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダクト内部の仕上状態</li> <li>・ダクトにおける配管方法</li> </ul>	
(5) 発電機設備工事 キュービクル トランス 発電機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母線相互の隔離及び配線状態</li> <li>・施錠装置及び危険表示板等の取付状態</li> <li>・計器、機器類と電路との接続状態</li> <li>・変圧器等の油量及び作動状態</li> <li>・発電機の振動、共振、異音発熱状態</li> <li>・配線と器具類との接続状態</li> </ul>	

(6) 電灯、コンセント 動力工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取付位置及び取付状態</li> <li>・点灯状態</li> <li>・器具の塗装、汚損</li> <li>・スイッチ及びコンセントの容量</li> <li>・作動及び保護装置</li> <li>・機器への接続及びリード線の納まり</li> </ul>	
(7) 配分電盤工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結線と外観及び塗装</li> <li>・内部配線状態及び清掃</li> <li>・盤及び内部機器の銘板の有無</li> <li>・結線図の有無</li> <li>・盤内の過熱、ゆるみ、断線、汚損</li> <li>・取付及び据置状態</li> </ul>	
(8) 弱電設備工事 火災、放送 テレビ共聴 電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取付位置及び取付状態</li> <li>・配線と器具類との接続状態</li> <li>・作動及び機能</li> <li>・器具類の仕上及び汚損</li> <li>・通話状態</li> </ul>	
(9) 接地設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接地極及び位置</li> <li>・接地線の保護状態</li> <li>・各種接地の適否</li> <li>・埋設箇所の表示の有無</li> </ul>	
(10) 避雷設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・突針、導線の位置及び取付状態</li> <li>・導線の支持間隔</li> <li>・接地線の状態</li> </ul>	
(11) 昇降機設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別に定めるところによる。</li> </ul>	

備考 この基準に記載されていないもの及びこの基準により難しいものは、検査員の判定により適宜決定する。

別表第3（第3条関係）（機械設備工事）

機械設備に関する検査は、次の事項について行うものとする。

1 共通事項

- (1) 機器全般について所要の性能試験を実施し、関連調整を要する工事については、これら機器を総合した試験を行い、設計図書どおりの効果を確認する。
- (2) 各部の構造、形状寸法、数量、配置等の確認及び管理上の保安について適否を確認する。
- (3) 関係官公庁、材料メーカー等が行った検査試験及び明視できない部分等は、報告書、試験成績書、記録写真等により確認する。
- (4) 地下埋設工事に関連する、整地、残土処理、路面復旧等が完全に行われているか確認する。
- (5) 関係法令、条例及び規則に基づく手続申請等の確認をする。
- (6) 各種配管工事について次の項目の適否を確認する。
  - ア 壁、床、梁等貫通個所の施工状況
  - イ 管の伸縮処置と支持固定の適否
  - ウ 配管勾配の適否
  - エ 泥溜り又は空気溜り部分の施工状況
  - オ クロスコネクションの有無
- (7) 断熱と塗装の確認
  - ア 給排水消火管等には、有効な凍結又は結露防止措置がしてあるか確認する。
  - イ 冷暖房及び給湯配管並びに機器類には、仕様書による断熱施工が行われているか確認する。
  - ウ 防錆、仕上げ塗装状況と色分け等の標示状況

2 工事別事項

工事区分	検査項目	備考
衛生設備工事 (1) 給水設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水圧、水量等の確認</li> <li>・飲料用給水タンクの連絡、配管、液面制御、警報装置及び基礎の適否並びに内部清掃状況</li> </ul>	
(2) 排水設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合流式と分流式の区分及び通水の確認</li> <li>・排水ますと接続排水管の関係及び泥留、深さ等の適否</li> <li>・間接排水を要する機器の排水口空間と防虫措置の適否</li> </ul>	

(3) 衛生器具設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・器具類の取付状況</li> <li>・ひび割れ、キズの有無</li> <li>・通水、溢水、排水状況及び漏水の有無</li> </ul>	
(4) 消火設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器具の取付状況</li> <li>・加圧送水装置構成の確認</li> <li>・放水試験</li> </ul>	
(5) 給湯設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全装置と機能の確認</li> <li>・湯沸機器に対する換気の適否</li> </ul>	
(6) ガス設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管の気密試験</li> <li>・器具の点火試験</li> <li>・液化ガス発生装置の施工状況</li> <li>・燃焼機器周辺の防火措置及び給排気の状況</li> </ul>	
(7) 汚水処理設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕上状況</li> <li>・各機器の作動状況</li> <li>・各そうの水位及び通水の確認及び漏水の有無</li> </ul>	
(8) ポンプ設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・据付、運転状況及び標準付属品の適否</li> <li>・フートバルブの操作ワイヤーの確認</li> <li>・コンクリート基礎及びグランド排水処理の適否</li> </ul>	
空気調和設備工事		
(1) 機器設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の据付及び運転作動状況</li> <li>・保安及び測定装置の作動状況</li> <li>・自動制御装置の作動確認</li> <li>・異常な騒音、振動、発熱等の有無</li> <li>・取扱い及び運転管理についての表示の適否</li> </ul>	
(2) 風道設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風道の気密性の確認</li> <li>・風道補強及び支持の適否</li> <li>・異常な騒音、振動等の有無</li> <li>・機器の取付状況</li> <li>・風量、風速及び気流の分布状況</li> <li>・防火又は防煙区画の貫通箇所の施工状況</li> </ul>	
(3) ポンプ設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生設備工事に準ずる</li> </ul>	

備考 この基準に掲載されていないもの及びこの基準により難しいものは、検査員の判定により適宜決定する。

別表第4（第4条関係）

建築工事検査基準

区分	検査対象	測定基準	許容範囲(mm)			備考
構造体	桁行梁間		梁間 $\pm(30+0.5L)$	$\pm(30+0.5L)$		L = 施工延長(単位m)
	天井高	各階を測定する。			高さ $\pm 30$	
	階高	種別毎に2箇所を測定する。			高さ $\pm 30$	
	柱			辺長 $\pm 30$ - 10		
	柱間隔			長さ $\pm 30$		
その他	側溝（コンクリート打）	種別毎に各1箇所を測定する。	厚さ（敷） $\pm 20$	幅 $\pm 30$	高さ $\pm 30$	
	道路	延長80m以内に1箇所の割合で測定する。		幅 - 30		